

新潟県新潟市教育委員会

児童生徒人口／総人口	52,726人/771,965人
医療的ケアを必要とする幼児児童生徒数	14人
医療的ケア看護職員数	19人

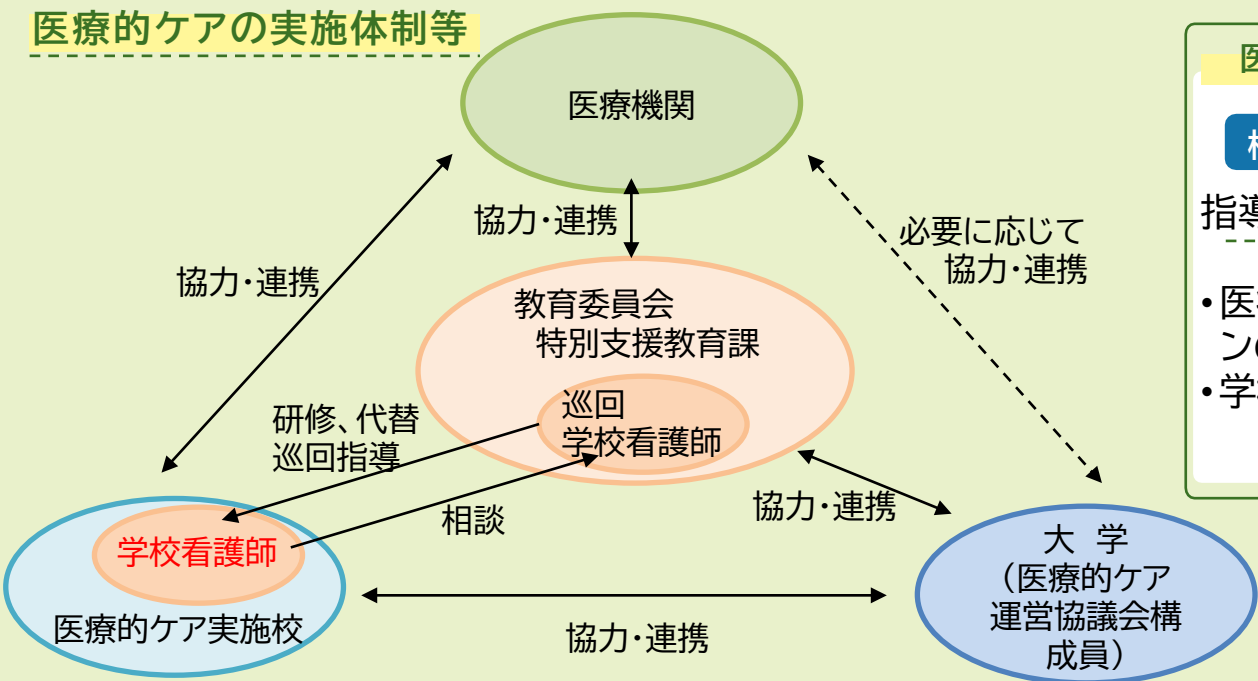
本事業の構想

巡回学校看護師を教育委員会内に配置し、各校を巡回することにより、医療的ケア実施校と教育委員会のつながりをより強化し、各校での医療的ケアが安全に行われていることを確実に把握するとともに、医療的ケアの質の向上に資する。

取組の概要

課題等	1)学校間における医療的ケアの質に対するばらつきの存在と、医療的ケアに対する学校看護師の不安(R4) 2)学校看護師に欠員が生じた場合や、休暇を取得する場合の保護者の付添い(R4) 3)学校看護師対象の研修が少なく、研修機会が得られない(R5) 4)泊を伴う校外学習への引率に関する体制づくり(R5)
事業の目標	巡回学校看護師が各医療的ケア実施校を巡回することを通して、安全で安定した医療的ケアを提供・確認・指導するとともに、日々の学校看護師の悩みや相談等を集約・共有することで、安全な医療的ケアの質を担保し、児童生徒、保護者および学校職員が安心・安全のもとで医療的ケアが行われる学校支援体制の構築を目指す。(R4) 巡回学校看護師が巡回する中で学校看護師から出された課題等に対する研修を年間複数回企画し、学校看護師が互いに情報共有し、安心して職務を行うことができるようにする。(R5)
取組内容	1. 医療的ケア実施のためのガイドラインの策定・見直し(R4,R5) 医療的ケア実施のためのガイドラインを策定するとともに、各学校での実証を踏まえてその内容を見直す。 2. 市独自の学校看護師研修の企画と運営 3. 泊を伴う校外学習に必要な手続等について整理(R5) 同行看護師の手配、事前の同行受診、旅行先の緊急時対応等について、実証しながら次年度への内容整理を行う。
成果	○R5. 4月～12月の巡回学校看護師による巡回数40回、不在時の代替数59回。保護者へ医療的ケアを依頼した日は2回。保護者負担が大幅に減少した。また、学校看護師の休暇取得等、勤務環境が改善した。 ○学校看護師研修を年間3回企画。1回目は大学教員からの講義医療的ケアに関する歴史についての講義、2回目は指導主事から新潟市の現状についての講義を行った。後半は医療的ケアの種類別、学校別の情報交換会を行い、学校看護師間の連携がより深まった。 ○泊を伴う校外学習について、巡回学校看護師が同行した。学校との事前のやり取りについて定型化し、次年度スムーズに手続きが行えるよう整備した。

医療的ケアの実施体制等



医療的ケア運営協議会

構成員

特別支援教育課長、総括指導主事、指導主事、巡回学校看護師、新潟大学教育学部准教授

- ・医療的ケアの実施に係る全体的な方針及びガイドラインの検討
- ・学校看護師を対象とした研修会後に、内容等の見直し

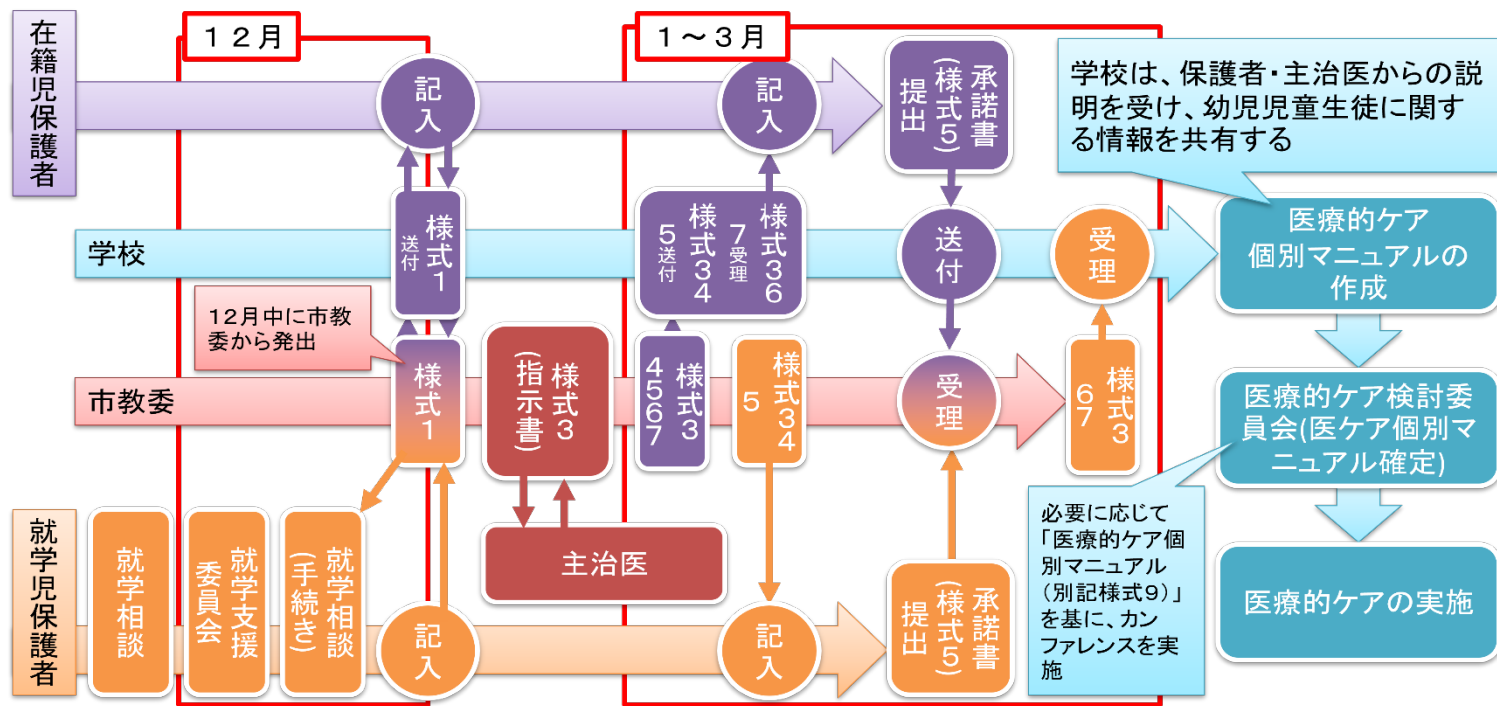
学校等における医療的ケアの実施に関する関係者の役割

教育委員会	学校、園における医療的ケアの総括的管理
教員	個別の実施マニュアル、個別の緊急時対応マニュアルの作成、緊急時の体制整備、緊急時の対応
養護教諭	医療的ケアの実施にかかる依頼書、報告書等の作成、緊急時の体制整備、緊急時への対応
医療的ケア看護職員	校内および校外学習等での医療的ケアの実施、ヒヤリハット事例の蓄積、緊急時の体制整備、緊急時への対応
主治医	指示書の作成、学校との情報共有
学校医	学校との情報共有
医療的ケア指導医	R6委嘱予定(全体的な方針への指導、学校への助言)
保護者	医療的ケア児の健康管理、学校への協力、消耗品の負担

教育委員会による医療的ケアの実施体制構築の工夫

- ・医療的ケア児の受け入れが速やかに進むよう、手続きの開始となる「医療的ケア実施申請書(様式1)」の発出を1か月早め、12月初めに開始した。就学児に関しては、教育委員会と巡回看護師が保育園等の見学に行き、管理職、養護教諭に事前に情報を伝え、早い段階からマニュアル作成に着手できるようにした。
- ・学校看護師の安定した配置のために、県看護協会と連携した。学校看護師の募集について密に連絡を取り合ったほか、看護協会主催の看護師向けの研修で巡回看護師が学校看護師の職務について説明を行った。
- ・医療的ケア運営協議会について、大学教員を加え、専門的知見から助言していただいた。
- ・学校看護師研修を年3回行い、ヒヤリハット事例の共有と各学校看護師間の連携力強化を図った。

医療的ケア児の受入れまでの主な流れ



就学児への 早期支援

- ・医療的ケアが必要な就学児について、就学相談の段階で情報を把握し、必要であれば、健康福祉課とともに園訪問や自宅訪問を行った。主に保護者から聞き取りを行ったが、事例によっては、相談支援センターや医療的ケア児等コーディネーターと連携してケース会議を行った。
- ・就学支援委員会終了後、速やかに保護者面談を行い、医療的ケア開始までの流れについて説明した。
- ・医療的ケア児を新しく受け入れる学校に、同じケアをしている医療的ケア児在籍校を伝え、学校間で情報交換できるようにした。

医療的ケアの実際・各学校における体制づくり

【医療的ケア実施体制】

看護師等の配置	ケアの種類	ケア実施頻度
学校看護師（会計年度任用職員）の配置	酸素療法の管理	常時見守りの上 適時実施

【校内の検討体制・支援体制】

○校内ケース会議を学期ごとに開催し、それぞれの役割分担や実施体制の改善を図る。

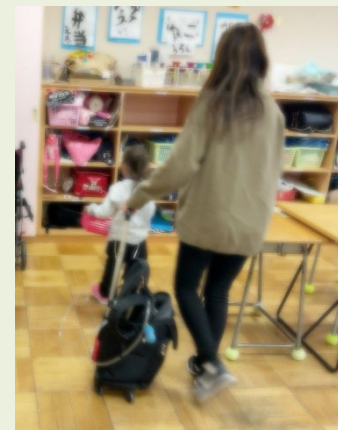
○ヒヤリハット事例があった際、管理職、看護師、担任を含めた関係者で早急に会議を開き、改善内容を学級及び学校全体で共有する。

【学校全体での理解啓発やそのために実施した研修等】

○教員が医療的ケアを身近にとらえることを目的に、学校看護師が職員に対し酸素ボンベの取り扱いやボンベ交換の流れについて、説明会を行った。

【緊急時の対応】

○保護者と事前に協議した上で、保護者が当該児童を迎えに来られない場合に備え、予備ボンベを毎日持参する。



医療的ケア看護職員等の雇用・配置方法

(例)教育委員会に巡回学校看護師を配置し複数の学校を巡回／医ケア児1名につき1名の学校看護師を配置

巡回学校看護師

- ・勤務時間 週29時間
- ・巡回と学校看護師不在時の代替を行う。R5.4月～12月の巡回数40回、代替数59回。事業全体を通すと巡回数94回、代替数121回。
- ・定期的に巡回をして、成長や自立に伴うケアの変更がないか確認することで、スムーズにケアを行うことができた。
- ・公募を行い、学校看護師として勤務経験のある者を採用したため、学校看護師の気持ちに寄り添った巡回を行うことができた。
- ・R5の医ケア児在籍校は12校。今年度は巡回を定期的に行えたが、今後巡回校が増えると1人での巡回に限界がある。

学校看護師

- ・勤務時間 週32.5時間
- ・会計年度任用職員を公募。
- ・新潟県看護協会と連携し、人材の確保に努めている。確保困難な場合は、派遣会社に委託し、人材を確保している。

事業全体の成果・次年度以降の取組

事業全体の成果

- ・巡回学校看護師が医療的ケアの代替を行うことで、保護者の負担が大きく軽減した。
- ・巡回学校看護師が医療的ケアの代替を行うことで、学校看護師の休暇取得等、勤務環境を整えることができた。
- ・巡回学校看護師が巡回を行うことで、ヒヤリハット事案の共有、記録の書き方の統一、医療的ケア実施マニュアルの確認をすることができた。また、他校で行われている良い実践などを学校に伝えることで、医療的ケアの質の全体的向上が図られた。
- ・教育委員会事務局に看護師が配置されることで、ヒヤリハット事案、学校看護師の悩みなど、各学校の情報がダイレクトに共有できるようになった。
- ・巡回学校看護師が巡回する中で課題と感じた内容を、学校看護師研修の内容に盛り込むことができた。

課題・事業終了後の取組

- ・巡回学校看護師は、次年度も教育委員会事務局内に配置を予定している。
- ・導尿など、回数と時間が限定された医療的ケアや、すでに訪問看護ステーションと契約している児童生徒について、訪問看護ステーションとの連携を試行していく。
- ・保護者の負担をさらに軽減するために、エリアごとで看護師が連携する(複数人で、複数校の医ケアを担当する)システムづくりを試行していきたい。
- ・巡回学校看護師の業務負担が多く、後進の育成にまで手が回らなかった。複数校の医療的ケアを担える看護師の育成が課題である。